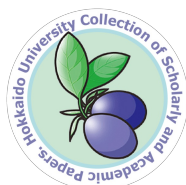




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	台湾民法の歴史的基盤、社会の変遷および発展の趨勢について
Author(s)	王, 澤鑑; 吳, 逸寧//訳
Citation	北大法学論集, 69(2), 244[247]-220[271]
Issue Date	2018-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71186
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no2_08.pdf



台湾民法の歴史的基盤、社会の変遷 および発展の趨勢について

王 澤 鑑

(台湾大学名誉教授)

訳 吳 逸寧

監訳 李 妍淑

一、はじめに

東アジア社会の社会状況と私法は、変動と発展のプロセスに直面している。日本は、1898年制定の民法典に対して積極的に改正を行っている。中華人民共和国は、2017年3月15日に民法総則を可決し、2020年を目処に初めての民法典を制定する予定である。台湾は、1929年に制定され、1945年から適用された中華民國民法典を、1980年代に推進された民主憲政の改革を機に大幅に改正した。とりわけ2017年5月24日に司法裁判所大法官會議（憲法裁判所）が行った同性婚に関する憲法解釈は民法に大きな影響を与えようとする。本稿は、台湾民法の歴史的基盤、社会の変遷および発展の趨勢について簡単に記述し、また台湾民法と中国大陆民法との交流関係を説明することを通じて、東アジア私法の形成と発展プロセスにおける台湾民法の比較法的意義、それへの参加と協力の可能性について理解を深めることを狙いとする。

二、台湾民法の歴史的基盤

（一）日本民法とドイツ民法

1 日本統治時代（1895～1945）

明治維新後、日本は、西洋法を継受し、1898年に民法典を制定・施行した。

この民法典は、ドイツ民法の第一草案をモデルとしながら、フランス民法の影響をも受けていた。1895年の日清戦争後、台湾における日本統治は第二次世界大戦が終わるまで続いた。50年間に及ぶいわゆる日本統治時代において、台湾は、次第に日本法を適用し、それには民法も含まれていた（1923年から）。日本法による台湾私法への影響については、次の4点にまとめることができる。

- （1）近代の法観念が導入された。
- （2）裁判制度と弁護士制度を含む司法システムが構築された。
- （3）土地および戸籍の登録制度が整備された。
- （4）台湾の民事習慣への調査が体系的に従事された。

ここで指摘しておくべきことは、1928年に創立された台北帝国大学においては、日本法という科目が開講され、法律関係の書籍および資料が豊富に備えられていたものの、法学教育が行われていなかった。それゆえ、台湾人が法律を修得し、法律専門職に携わろうとする場合、日本へ留学することが多かった。その中には、日本で裁判官、検察官、弁護士を務めていた台湾人がいたが、日本の大学で法学の教授をしていた者はいなかった。すなわち、1945年以前の台湾においては、法学に関する教育と研究は充実されなかった。〔王泰昇著・鈴木賢〔ほか〕訳『台湾法における日本の要素（日本学研究叢書14）』（国立台湾大学出版社・2014年）を参照〕。

2 民国民法（1945～）

台湾では1945年から、中華民国民法（以下、民国民法、台湾民法と略す）が適用されるようになった。民国民法は、1929年に定められ、ドイツ民法（1900年）を継受し、民法総則、債権、物権、親族、相続という五編からなる。そのほか、民国民法は日本民法を参照し、特にスイス民法の影響をも受けていた。それによって、台湾民法は、精確な概念体系を有するとともに、優雅な言語表現が用いられ、さらに以下の三つの重要な規定が設けられている。1. 民法1条「民事に関し、法律に規定がないときは慣習により、慣習がないときは法理による。」2. 民法18条「人格権が侵害されたときは、裁判所にその侵害の除去を請求することができる。前項の場合において、法律に特別の規定があるときに限り、損害賠償又は慰謝料を請求することができる。」3. 民法218条「損害が故意又は重大な過失によるものではない場合において、その賠償が義務者の生計に重大な影響を及ぼすときは、裁判所は、その賠償額を軽減することができる。」

ドイツ民法も日本民法も類似条文を設けていない。この三つの規定は、台湾民法の特徴を表し、民法の解釈および適用の発展に大きな役割を果たしている〔台湾民法18条の人格権の規定に関する評価は、五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣・2003）を参照〕。

民国民法も日本民法もドイツ民法のパンデクテン法学の影響を受けるとともに、ドイツ学説も継受していた。こうした共通の歴史的基盤の存在、民国民法の台湾での円滑な適用を促した。百年にわたる持続的な発展は、台湾の安定成長のための私法秩序を構築した。

（二）民法学の構築

1 日本法学の基礎

民法の解釈適用は、法学教育および法原理と密接な関係を有する。民国民法が1929年に施行されてから、中国大陆の民法教科書は基本的に日本の関連著作を参照した。1945年、台北帝国大学は、国立台湾大学に改称され、法学部では法律学科が設けられた（1999年から法律学院に変えられた）。教師には、中国大陆からの著名な学者もいた。たとえば、梅仲協（ドイツ法）、王伯琦（フランス法）、何孝元（アメリカ法）、鄭玉波（日本法）などが含まれていた。また、かつて日本で裁判官や弁護士を務め、その後、台湾に戻って教鞭をとった者もいた。たとえば、蔡章麟、戴炎輝、洪遜欣など、いずれも東京帝国大学出身者として、実務経験を有しており、彼らによって執筆された教科書は、日本の判例・学説が詳しく整理、分析され、台湾民法学の基礎を築き上げていた。史尚寛先生は、東京帝国大学を卒業し、ベルリン大学への留学経験を有する。彼は、民国民法典の制定にも携わり、民法総則、債権法、物権法、親族法、相続法という5冊の著書を書いた。これらの著書は、日本、ドイツ、フランスの理論と実務についても詳細に取り上げられ、教科書と註釈書の性格を兼ねていることもあって、台湾の裁判所実務と理論の構築に大きく寄与した。

2 ドイツ法の影響

1960年代から台湾人学生はドイツに留学し始め、現在までドイツで博士学位を取得した人は300人あまりであり、主に各大学で教鞭をとっている。台湾大学の法律学院に所属する教授の五分の二のは、ドイツ留学の経験を持っている。これらのドイツに留学した教授は、ドイツ法学の研究方法を導入している〔ゼ

ミや実例演習、請求権基礎 (Anspruchsgrundlage) を含む〕。彼らは、ドイツ民法をもって台湾民法を解釈し、ドイツの判例と学説を台湾の実務に応用させた。こうした方法によって、彼らは、台湾民法を一定程度ドイツ化させた。たとえば、ドイツ民法の特色ともいわれる物権行為の無因性、契約締結上の過失、権利失効などの理論が採用されている。

前述のように、台湾民法の理論は、日本民法学とドイツ法学を基礎に築き上げられた。如何にして両者を調和させるのかは一つの重要な研究課題となった。視野を広げ、多元化的な思考を拡散するため、台湾大学法律学院は教員を採用する際に、それぞれ専門とする法系の背景を考慮し、全体とのバランスを保つ必要がある。また常に国際学術会議を開催し、特に学生達に日本に留学するよう薦め、日本留学経験のある学者を受け入れ、日本との交流を強化してきた。日本法学は、台湾法学の重要な一部分であり、長期に渡り台湾法学のインスピレーションの源である。

(三) 本土化の発展

日本法学とドイツ法学を基礎とした台湾法学は、その本土化に力を入れることによって台湾の社会や経済の発展のニーズに応じてきた。その重点は、判例研究に置かれており、理論構成のほか、法社会学的な評釈にも置かれている。台湾最高裁判所〔最高裁判所59年(1970年)台上字1005号判決を参照〕は、長期にわたり次のように考えている。すなわち、比較法は民法1条という法理に属し、法解釈および法適用の方法の一つであるため、外国の立法例、判例学説を用いて本国の法律の疑義を解釈し、法律の欠缺を埋めることができる。台湾民法学の研究は、法注釈学 (Rechtsdogmatik、法教義学) に重点が置かれ、現行法の概念体系の整理・分析を通じて、法律内部にある価値体系を明らかにし、且つ具体的な規範と規範の間の関係を全体的に把握することによって、より教授、学習、伝達しやすくなった。また司法実務および特定の裁判においては、法適用の見解を提供し、長期にわたって同じ類型の判決に影響を与え、一般原則を形成することによって、裁判の予見可能性と法的安定性を強化する。そのためには、表面的な論述を取り除き、隠れた価値および理念を明らかにしなければならない。また現段階の法政策や法実務のニーズに応えるのみならず、学説や司法実務に対しても適宜批判と修正を加える必要がある。

(四) 法学方法論

特記すべきなのは、台湾最高裁判所101年度(2012年)台上字2037号判決である。そこには次のような内容が示されている。「法律の適用が裁判所の職責であることにに基づき、『法官は法律を知る』の原則により、裁判所は当事者が主張した事実について、職権で適当な法規範を探り、それを判断の法的根拠とすべきである。とはいえ、民法1条では『民事に関し、法律に規定がないときは、慣習により、慣習がないときは、法理による。』と規定している。ここでの法理とは、法秩序の平和を保つために、物事が有する本来の原理である。法理による補充の機能には、その適用における制定法の枠組み内での法創造(たとえば、平等原則に基づいて行われる類推適用)と制定法の枠組み外での法創造(法律の枠組みを超えて法規範を創設すること)が含まれる。そこで、証券取引法2条では次のように定めている。すなわち、『有価証券の募集、発行、売買についての管理、監督は本法の規定に基づく。本法に定めのない場合は、会社法およびその他関係法律の規定を適用する』。それを踏まえて、証券取引により発生した損害賠償事件の場合、事件発生時適用または類推適用できる実定法がないとき、その後この事件を規範するため新たな法律を増補修訂する際に、立法政策、社会的価値および法律全体の精神を斟酌し、その条文を物事の本質および公平原則に合致すると認定する場合、制定法の枠組み外での法創造の機能(司法による自由な法創造の権限)に基づいて、当該の増補修訂の条文を法理として法律の欠缺を埋めることができる。裁判所は、同一の事件に対する価値判断が一貫することによって、事理の公平を保つことができる。」

本件の最高裁判所の裁判は、台湾がドイツ法学方法論を継受した基本的な考え方を表している。すなわち、1. 請求権の基礎：裁判所が当事者の主張した事実について、職権で適当な法規範を探り、それを判断の根拠とするというのは、請求権の基礎的な規範を指している。2. 法適用の2段階：第1段階は法解釈であり、制定法の適用を指す。それは、解釈の目的(目標)、解釈の方法および解釈の客観性という三つの基本的な問題に関わる。第2段階は法創造であり、法理の補充を指す。これについては、次のように分類することができる。(1) 制定法の枠組み内での法創造(たとえば、平等原則に基づく類推適用)として、これは法の欠缺の補充に関わる。(2) 制定法の枠組み外での法創造(法律の枠組みを超えて法律規範を創設する)である。

民国民法が、1945年に台湾で適用されてから、実務において類推適用の案例

がしばしばあり、特に80年代以降にさらに増加した。この現象は、次の三つの意義を有する。1. 急速な社会の変遷には問題が伴うのは当然であり、それに適用可能な法律が欠缺している場合、法律を補充すべきであり、それによって法律の進歩を促進させる。2. 法学方法論に対する自覚性が強まることで、裁判所に法創造の必要性を認識させる。3. 一国の民法の進歩を評価するのは、「類似適用」を検証の指針とすることができる。80年間にわたり、台湾民法は、法解釈、法創造を経て徐々に成熟し、さらに明るい未来に向けて発展している。

三、台湾民法の理論および実践

我妻栄博士は、かつて債権法は近代法上の優越的地位を有することを強調した。債権法の近代化は、各国の民法が現在直面している重要な課題である。2002年、ドイツは債権法現代化法を定め、日本は2017年5月に債権法の改正を終えた。台湾は、1999年に民法の債権法編の第1回目の改正を行い、現在第2回目の改正を計画している。以下では、債権法における四つの重要な問題を通して台湾民法の理論形成および実務を説明する。

(一) 債務不履行の再構成

台湾民法の債務不履行は、基本的にドイツ民法をモデルとしている。それは、給付不能を中心に、客観的不能と主観的不能、原始的不能と後発的不能を区別し、それぞれに対して異なる規定を置いてある。台湾民法246条1項では「不能の給付を契約の目的としたときは、その契約は、無効とする」と規定している。同法247条1項では「契約が不能の給付を目的としたことによって無効となった場合において、当事者が契約の締結時その不能であることを知り、又は知り得べかりしときは、過失によらずしてその契約を有効であると信じて損害を受けた相手方に対し、賠償の責任を負う。」と定めている。この二つの条文は、原始的不能を規定するものである。後発的不能については、民法226条に定めている。すなわち、「(1項) 債務者の責に帰すべき事由によって給付が不能となったときは、債権者は、損害の賠償を請求することができる」。それに加えて債権者は、その契約を解除することができる(256条)。通説は、民法247条に規定している給付不能とは客観的不能を指し、原始的・主観的不能については、その契約は依然として有効であるため、後発的不能に関する規定を類推適

用し、債務者に履行利益の損害賠償責任を負わせるべきである、とする。

台湾民法は、給付遅滞について詳細な規定を設けている(229条から233条まで)。最も論争が絶えないのは、旧民法227条の「債務者が給付をしないとき、又は完全な給付をしないときは、債権者は、裁判所に強制執行並びに損害賠償を請求することができる」という規定であり、それが不完全履行に関する規定であるか否かについて見解が分かれている。論争を避けるために、1999年に227条は、「(1項)債務者の責に帰すべき事由によって不完全不履行となったときは、債権者は、給付遅滞又は給付不能に関する規定に基づき権利を行使することができる。(2項)不完全履行によって前項以外の損害が生じたとき、債権者は、その損害賠償を請求することができる」と改正された。このような修正は、不完全給付を瑕疵の給付と加害の給付に分類している。不完全給付が加害の給付となった場合、債務不履行により生じた本来の損害のほか、履行利益を超える損害も生じる。たとえば、売主が病気にかかった鶏を買主に引渡し、買主の群れの鶏に感染させ、死亡させた場合や、売主が機械の特殊な使い方を買主に告知しないため、買主が不当に機械を使うことによって機械に爆発が発生し、買主の人身または他の財産に傷害をもたらした場合、買主は、民法227条2項の規定に基づき損害賠償を請求することができる。

現在の難問は、如何にして不完全給付と売買目的物の瑕疵担保責任の適用関係を取り扱うのかということである。台湾最高裁判所100年度(2011年)台上字1468号判決は、次のように指摘する。「**不完全給付とは、債務者による給付が、責めに帰すべき事由により本旨に従った給付ではない場合、債務者は債務不履行により生じた損害賠償責任を負わなければならない。物の瑕疵担保責任とは、物に存在する欠陥を指し通常の取引の観念または当事者の決定に基づき物が有すべき価値、効用あるいは品質に欠ける場合、債務者は負わなければならない法定の無過失責任である。両者は、法的性質、規範的機能および構成要件においてそれぞれ異なり、実体法においては異なる請求権基礎を有し、訴訟法における訴訟物も異なる。それによって、裁判所は、審理において当事者の主張する訴訟物の法律関係に基づいてその成立要件を決めなければならない。また売主が買主に引き渡す売買の目的物に担保責任を負うべき瑕疵があり、その瑕疵が契約成立後に発見され、かつ売主の責めに帰すべき事由がある場合、売主は物の瑕疵担保責任を負うと同時に、不完全給付による債務不履行責任も負うべきである。この際に、物の瑕疵担保責任と不完全給付による債務不履行責任が、**

請求権競合関係を発生した場合、当事者は請求権のいずれかを行使することができる」。一部の学者は、本判決について、日本の判例学説の影響を受けているとし、ドイツの通説、すなわち、物の瑕疵が瑕疵の損害であるのかまたは瑕疵結果の損害であるのかを適用基準とする見解を採用していない、と主張した。

将来、台湾の債権法改正の任務は、如何にして国際契約法（GISG、PICC、PECL）の発展、ドイツ債権法現代化法およびその実務経験、日本債権法改正を参照し、債務不履行の体系を再構築するののである。

1. 一般的に、依然として現行法の給付不能、給付遅滞、不完全給付という三つの債務不履行の類型を保留し、統一の義務違反の概念を用いるべきではないと考えられる。また給付不能、特に給付の原始的・客観的不能に関する契約無効の規定について検討すべきであり、債務者に履行利益の損害賠償責任を負わせるべきである。

2. 債務不履行の帰責事由については、過失責任の推定という原則を維持すべきである。

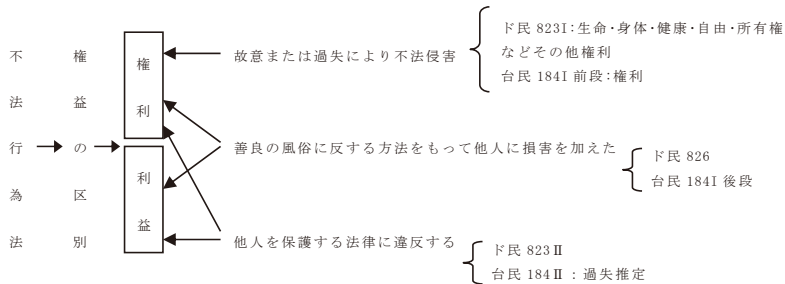
3. 売買法に修正を加えるべきである。売主は、買主に瑕疵のない物を取得させる義務を負うとともに、第三者が売買の目的物をめぐって買主に対して如何なる権利も主張することができないとする保証責任を負うべきである。売主は、買主が物の瑕疵と権利の瑕疵がない物を取得する給付義務を負う。すなわち、物に瑕疵がないことを売主の主たる給付義務とする。物に瑕疵があるとき、買主は売主に対して瑕疵修補請求または瑕疵がないものを交付するよう請求をすることができ、この場合、売主の帰責事由は要件としない。債務者に帰責事由があるとき、買主は民法227条の規定に基づいて債務不履行による損害賠償を請求することができる。このような修正の目的は、物の瑕疵担保を債務不履行の枠組みに入れることによって不完全給付と物の瑕疵担保責任との適用関係という難題を解決し、債権法の現代化発展の趨勢に合わせるためである。

（二）不法行為法の基本構造

1 基本構造

不法行為法の目的は、個人の行動の自由と被害者の権利、利益を保護するために一般の不法行為の要件を定めるものである。日本民法709条の規定は、フランス民法1382条から由来する。新しく修正を加えた条文は権利または法的保護を受ける利益を区別しているが、これはドイツ民法の影響を受けている。

台湾民法184条は、次のように規定している。「(1項)故意又は過失によって、不法に他人の権利を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えた者も、同様である。(2項)他人を保護する法律に違反し、他人に損害を加えた場合、損害賠償の責任を負う。ただし、行為者は、その行為が無過失であることを証明したとき、この限りでない」。本文は、ドイツ民法823条と826条を参照し、修正を加えたものである。要約すると、次のような図式で示すことができる。



2 不法行為の三類型

ドイツ民法と台湾民法は、違法性を中心に三つの小さな不法行為の概括的条項を定めている。この三つの概括的条項は三つの独立の請求権基礎を構成し、競合的適用関係にある。この三つの不法行為の類型は、異なる社会規範の機能を有している。1. 民法184条1項前段は、「市場」を経由することの規範である。すなわち、個人がある社会経済活動に従事することを決めることは認められるが、その者が故意または過失によって他人の権利を侵害した場合には責任を負う。2. 民法184条1項後段は、社会道徳を経由することの規範である。この規範をもって社会の倫理的秩序を保つ。3. 民法184条2項は、立法（または政治）によって定められた他人を保護する法律に合わせるものであり、人の行為を規範するものである。

3 権利と利益への異なる保護

ドイツ民法と台湾民法の特色は、侵害されたのが権利か利益（純粋の財産利益、純粋の経済損失）かを区別するところである。権利の保護については、民

法184条1項の前段を適用し、不法性および故意または過失を要件とする。「権利以外の利益の保護」については、次の二つの場合に限る。1. 故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加える場合(民法184条1項後段)。2. 他人を保護する法律に違反した場合、当該法律に権利以外の利益を保護する旨を有する(民法184条2項)。このような構造は、台湾不法行為法の基本的な枠組みであり、判例学説によっても是認されている。台湾最高裁判所86年度(1997年)台上字3760号判決は、次のように示している。「民法184条1項の規定の前段と後段は、異なる不法行為の類型に対応している。保護法益については、前段は権利で、後段は一般法益である。主観的責任については、前者は故意または過失を要件とすれば十分である一方で、後者は故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加える場合に限定する。両者は、要件において異なり、請求権基礎と訴訟物も異なる。」

4 人格権の保護

台湾不法行為法は、ドイツ民法をモデルとして採用しているが、1つ重要な修正を加えた。すなわち、保護を受ける権利については列举という方法を取らず、包括的に規定している(日本民法709条に相当する)。台湾民法184条1項前段で言う権利には、人格権も含まれ、こうした解釈は、人格法益を保護することにあって重要な意義をもたらした。人格権の具体的な内容は、民法195条「身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操、または不法侵害の対象とする其他人格の法益」と定めている。被害者は、財産的損害のほか、非財産的損害についても賠償を請求することができる(慰謝料)。ドイツ法には、人格権が明確に定められていないため、ドイツ連邦憲法裁判所は、ドイツ基本法に基づいて一般の人格権を新たに作らなければならない(allgemeines Persönlichkeitsrecht)。そのプロセスは、非常に複雑である。それに比べて、台湾民法の規定は先見性を持つため、肯定されるべきである。

5 実務の発展

台湾不法行為法の発展プロセスにおける問題は、如何にして権利と利益を解釈・適用し、利益(純粋の経済損失)に対して必要、かつ合理的な保護を与え得るかである。通説によれば、債権は利益に属し、民法184条1項後段の規定を適用すべきであり、第三者が故意に善良の風俗に反する方法をもって債権を

侵害する場合でしか不法行為責任を負わない。たとえば、故意に債務者に契約を違反させることなど。一般的に、実務においては慎重な見解が採られているが、それは不法行為責任の射程の拡大を防ぎ、不法行為責任の不確定性を減らすためである。最近、賃貸借の物件で自殺事件が起きたため、その物件が自殺物件となり、経済的価値が下がる事案が多発している。最高裁判所は、これは純粹経済損失であるため、被害者は民法184条1項前段の規定に基づいて損害賠償を請求することができないと再三示している。送電線切断事案においては、電力の供給が止められたため、営業損失を被ったメーカーは、台湾法に基づいて損害賠償を請求することができない。弁護士の過失により遺言の無効をもたらしたため、遺贈を受けることができない者が、不法行為の規定（または第三者のためにする契約を作る）に基づいて弁護士に損害賠償を請求することができるかどうかは、議論に値する問題である。ドイツ法の通説では、企業の経営活動が権利化されている（Recht am eingerichteten und ausgeübten Gewerbebetrieb）ため、企業自身が経済損失を被ったとき、損害賠償を請求することができる、とされる。台湾の実務は、このような見解を採用していない。日本民法709条は、権利以外の利益を取り扱う際に比較的に柔軟性を持つため、参照価値がある。

（三）不当利得の類型化

台湾民法は、不当利得について詳細な規定を設けている（179条から183条まで、日本民法703条から708条までを参照・比較する）。鍵となる問題は、利益を受けることによって、他人に損害をもたらす場合の「法律上の原因がない」を如何にして認定するのかということである。これについては、統一説と非統一説という二つの見解がある。台湾最高裁判所101年度（2012）台上字1722号判決は、次のように明確に認定する。「不当利得は、その類型により『給付不当利得』と『非給付不当利得』に分けることができる。前者は、損害を被った人が、意図的および意識的に給付をすることにより発生する不当利得である。後者は、給付以外の行為（損害を被った人、受益者、第三者の行為）または法律の規定により成立する不当利得である。『非給付不当利得』の中の『權益侵害の不当利得』については、他人の権利、利益の内容を侵害することにより利益を受け、他人に損害を与えるとき、同一の原因と事実により他人に損害を与えるため、その正当性を欠くと認定することができる。すなわち、侵害行為により他人に

帰属すべき権利、利益内容の利益を取得するため、当該の利益を保有する正当性を欠く場合、法律上の原因がない不当利得として認めることができる。」

本判決は、長年に渡り不当利得に関する見解を総括し、不当利得を類型化し、基本的にドイツと日本の通説を採っている〔藤原正則『不当利得法』（信山社・2002年）を参照〕。本判決では、不当利得を給付不当利得と非給付不当利得に分けることにより、不当利得法の機能、請求権の要件を明らかにし、包摂的かつ実務的な規則を築き上げることで、不当利得法の解釈適用に資することができる。紙幅を節約し、不当利得の類型、機能、要件を理解しやすくするために、台湾学説の見解を次のように整理した上で説明する。

不当利得の請求権基礎（179条）

	類型	案例	機能	要件	排除	
給付不当利得	法律上の原因の原始的 不存在	売買契約の無効、非債弁済	債権関係における給付目的を欠く財貨の変動を調整する	1. 利益を受けている。 2. 他人の「給付」(意識的に受益者の財産を増加する目的を持っている)に基づく。給付により他人が損害を受けている。 3. 法律上の原因がない。 客観説：債権関係がない 主観説：給付の目的が欠けている。	180条	法的効果 (181-183条)
	法律上の原因の後発的 不存在	解除条件付売買契約において、その条件が成就した場合				
非給付不当利得	利得侵害の 不当利得	無権利者による他人の物への処分、無権利者による他人の物への占有、他人の知的財産権への侵害	利益保護、所有権などの権利の持続的機能を保護する。	1. 利益を受けている。 2. 給付により他人に損害を与えるのではない。(権益侵害) 3. 法律上の原因がない：当該権利、利益の帰属を保持すべき契約関係と法律根拠がない。		
	支出費用の 不当利得	誤って他人の物を自己の物であると信じて修繕を加えたこと	利益調整	1. 利益を受けている。 2. 給付により受益し、他人に損害を与えるのではない。(他人が受益者の物に対し費用を支出した) 3. 法律上の原因がない：当該利益を保持すべき契約関係と法律根拠がない。		

求償の不当 利得	他人の債務 を弁済した 場合	利益調整	1. 利益を受けている。 2. 給付により他人に損害 を与えるのではない。(他 人の弁済により受益者の債 務が免除された) 3. 法律上の原因がない： 当該利益を保持すべき契約 関係と法律根拠がない。		
-------------	----------------------	------	---	--	--

台湾民法は、物権行為の無因性を採用するため、給付不当利得は幅広く適用されている。売買契約の不成立、無効または取消しの場合、当事者の間に発生する給付不当利得請求権（Kondiktion）は、所有権返還請求権（Vindikation）を置き換える。三人間の給付関係（第三者のためにする契約、指示給付関係などを含む）については、原則的に給付不当利得請求権を優先的に適用すべきであり、給付の当事者の間の信頼および抗弁を保護する。

非給付不当利得の中では、利得侵害の不当利得が法学の発見と認められ、日々その適用範囲が拡張されている。たとえば、無権利者による他人の物への処分、無権利者による他人の物の使用または他人の知的財産権への添付、侵害、さらに無権利者が他人の姓名あるいは肖像を商業化に使用することなどが含まれる。

給付不当利得は、契約などの債権関係を欠くことにより発生した財貨の変動を調整し、失敗した取引を救済することが目的である。それは、私法自治と密接な関係をもっている。利得侵害の不当利得は、財貨の帰属を保護するためであり、侵害者の故意または過失を要件とせず、不法行為による損害賠償と競合し、權益を保護する重要な機能を持っている。台湾実務においては、不当利得に関する事例が多いため、不当利得が重要な法律制度として発展してきた。2017年5月に、台湾法官学院は、加藤雅信教授を招き日本の不当利得法をテーマとする講演会を開催し、より多くの示唆を得られるよう期待した。

（四）民事責任の変遷

民事責任には、責任の成立と範囲が含まれている。両者は、台湾法において重要な変遷を辿ってきた。責任の成立については、契約締結上の過失という責任（245条の1）、不完全給付の債務不履行責任（227条）が増設された。不法行為については、商品の製造物責任（191条の1）、動力車の操縦者責任（191条の2）、製造物の危険責任（191条の3）が増設された。

責任の範囲について、特記すべきことは、以下2点がある。

1. 慰謝料請求権の拡大。不法行為において、台湾民法194条は「不法に他人を侵害して死に至らしめた者に対しては、被害者の父、母、子及び配偶者は、財産以外の損害についても、賠償を請求することができる。」と規定している。また台湾民法195条は、不法に他人の人格法益を侵害し、又は他人が父、母、子及び配偶者との関係に基づく身分法益を侵害し、その情状が重大であるもの（たとえば、未成年者を略奪する、父母の後見の権利を侵害する、配偶者を強姦する）に対しては、被害者は、財産以外の損害についても、賠償を請求することができる、と規定している。

特に強調したいのは、1999年の民法の改正債権法は227条の1を新設した。この条文は、債務者が債務不履行によって債権者の人格権を侵害したとき、被害者は、民法194条、民法195条の規定を準用し、慰謝料を請求することができる、とし、違約責任に関する慰謝料請求権を創設するものである。これによって、人格権の保護に、重大な意義をもたらした（新しく改正されたドイツ民法253条2項の規定を参照）。

2. 懲罰的損害賠償の導入。台湾民法は、補償的損害賠償制度を採り、次の3つの原則によって反映されている。（1）完全賠償、損害が発生する前の原状を回復する（民法213条）。（2）責任と損害賠償との比例原則を採らない。すなわち、不法行為者の故意又は過失によって損害賠償額を決めない。（3）利得を禁止する。被害者は、損害賠償以外の利益を請求、保有してはならない（損益相殺、民法216条の1）。1991年以降、アメリカ法の影響を受け、公平取引法、証券取引法、著作権法、特許法、商標法、営業秘密法においては、懲罰的損害賠償(punitive damages)の制度が設けられていた。特に消費者保護法51条は「本法に基づいて提起した訴訟においては、企業経営者の故意によって損害をもたらした場合、消費者は、損害額の5倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。重過失によって損害をもたらした場合、消費者は、損害額の3倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる。過失によって損害をもたらした場合、消費者が損害額の1倍以下の懲罰的損害賠償を請求することができる」と規定している。懲罰、威嚇を目的とする準刑罰的民事責任を導入すべか否か、またそれを如何に解釈・適用するのかについては、長期にわたって論争が繰り返されている。ここではこれ以上深入りしない。

四、民主憲政の改革と民法の発展

(一) 民主憲政の改革

台湾は、1947年から国共内戦のため、戒厳令が実施され、政治活動や言論の自由が制限されるなど、人権侵害の状態が続いていた。経済を発展させるために、民法を基礎とする私法秩序は重大な影響を受けていないものの、画期的な発展もみられなかった。1986年、国内外の情勢の変化、特に日々激化していく抗議運動によって、政府は戒厳令を解除し、報禁（自由な新聞報道の禁止）と党禁（野党の政治活動の禁止）を撤廃し、国会議員の全面的な改選や総統直接選挙を行った。中国大陆との交流も開放し、台湾は急速に民主、憲政、法治の社会へと邁進した。

1980年代から始まった民主憲政の改革が、台湾民法の発展に与えた影響について、民法改正、民法（私法）と基本権利という2点から説明することができる。

(二) 民法の改正

民主憲政の改革は、人民の権利意識を高め、台湾の社会の力を解放し、多元的価値理念を形成し、経済の繁栄を促進した。こうした社会情勢に歩を合わせるために、民法改正の検討が加速され、その要点は次のように整理することができる。

1. 民法総則。1982年と2008年の2回の改正は、人格権の保護（18条）をさらに強化し、法人制度（25条以下）を修正し、消滅時効（125条以下）を検討し、権利行使の原則（148条）を新設し、特に禁治産を撤廃し成年後見制度（14条から15条の2まで）を設けた。

2. 債権編。1999年の改正内容には、人格権の侵害と慰謝料（195条）、債務不履行制度（227条、227条の1）が含まれ、普通取引約款の規制（247条の1）を新設し、事情変更の原則（227条の2）を明確化し、損益相殺の規定（217条）をも新設した。

3. 物権編。物権編は、これまで5回の改正を経ている。その改正ポイントは、次のようなものである。習慣による物権の創設（757条）、建物の区分所有に関する制度の設置（799条）、区分地上権の増設（841条の1）および最高限度額の抵当権（881条以下）の新設である。ほかに、永小作権を撤廃し、農育権（他人の土地において農作、森林、養殖、牧畜、竹木の植栽または育成を目的とす

る権利、850条の1)を増設した。

4. 相続編。相続編は、全部で7回の改正を行い、改正ポイントは主に遺言にかかわるものである。最も関心を集めたのは、改正民法1148条2項「相続人は被相続人の債務について、相続によって得た財産を限度に、弁済の責任を負う」という規定である。この規定は、親の残した債務を子が弁済するべきという伝統的な考え方を乗り越え、相続人が被相続人の生前の債務をも引き継ぐ包括的相続により一生苦しむことがないよう配慮することに立法趣旨がおかれている。

5. 親族編。最も注目に値するのは、民法親族編が1995年から18回の改正を経たことである。こうした頻繁、かつ活発な立法活動が実現できたのは、1929年の民法親族編に存在する伝統家族主義の構造を改革し、憲法でいう両性の平等および子の最善の利益を保障するという原則を徹底するための動きがあったからである。また女性運動や政治の民主化も立法活動を動かした重要な要素である。特に、司法院大法官による民法親族編の規定について出した違憲解釈に応える形での改正は、ある意味台湾親族法の憲法化とも評価するべきであろう。以下においては、比較法学的な意義を有するいくつかの規定を列挙する。

(1) 民法1000条(夫婦の冠姓)「(1項)夫婦は各自元の姓を保有する。ただし、書面により元の姓に配偶者の姓を冠すると約定することができ、その場合は、戸籍機構に登録しなければならない。」

(2) 民法1059条(嫡出子の姓)「(1項)父母は子が生まれる前に、書面によって子が父と母のいずれかの姓に従うと約定すべきである。約定していない又は約定が成立しない場合、戸政事務所において籤引きで決める。(2項)子が生まれ、戸籍登記してから未成年に至る前に、父母は、書面によってその子が父と母のいずれかの姓に変更すると約定することができる。(3項)子が成年になる場合、父と母のいずれかの姓に変更することができる。(4項)前2項という変更は、それぞれ1回に限る。(5項)次のような場合、裁判所は、子の利益のために、父母の一方または子の請求に基づいて、子が父と母のいずれかの姓に変更すると宣告することができる。一、父母が離婚した場合。二、父母の一方又は双方が死亡した場合。三、父母の一方又は双方が生死不明の状態で3年を経過した場合。四、父母の一方が明らかに保護あるいは育成の義務を果たしていない場合。」

(3) 民法1063条(嫡出子の否認)「(1項)妻の懐胎が婚姻関係の存続中にか

かるときは、その生まれた子は、嫡出子と推定する。(2項)前項の推定につき、生まれた子が嫡出子ではないことを夫妻の一方が証明できる場合は、否認の訴を提起することができる。(3項)前項の否認の訴は、夫婦の一方が当該の子が嫡出子ではないことを知った日、または子が自分が嫡出子ではないことを知った日から、二年以内に訴を提起しなければならない。ただし、子は、成年になる前に知った場合、成年になってから、二年以内に、訴を提起しなければならない」この条文は、司法裁判所大法官587号「子が、自分の出自を知り、実の父子関係を確定するのは、子の人格権に関わるため、憲法に保障されるべきである」という解釈に応えたものである。

(三) 民法と基本的人権

1 憲法解釈制度と基本的人権

中華民国憲法171条は、「(1項)法律で、憲法と抵触するものは、これを無効とする。(2項)法律が、憲法に抵触するか否かについて、疑義が生じたときは、司法裁判所がこれを解釈する。」と規定している。司法裁判所は、大法官會議(憲法法廷)を通じて司法審査権を行使する。司法裁判所の大法官會議は、70年の変遷を経て次第にドイツ連邦憲法法廷の性質と機能を持つようになり、基本的人権の防御の機能(公権力による侵害への対抗)と国家保護義務(私人からの侵害を防止する)を有する、と考えている。また基本的人権の第三者効力を認め、法律の違憲あるいは合憲の解釈に行っている。司法裁判所大法官の解釈は、台湾の社会生活、政治の発展に対してますます重要な役割を果たしている。以下、基本的人権と私法にかかわる若干の解釈について説明を加える。

2 基本的人権と私法自治および契約の自由

1960年代の台湾土地改革に関連する三七五減税条例が違憲であるかどうかをめぐる事案について、司法裁判所釈字580号解釈は、「個人の人格発展の自由に基づいて、個人は自由にその生活資源の使用、収益および処分を決定することができる。自由に他人と生活資源を交換できることは、憲法15条の人民の財産権および22条の人民の契約の自由の趣旨に基づくものである。ただし、個人の生活の技能に強弱があるため、全体的に社会生活資源の配分に過度な不均衡をもたらす得ることもある。資源の合理的な配分を目指すために、国は、憲法23条の比例原則に違反しない範囲内で、法律をもって人民の契約の自由を制限す

ることができる」と示している。本件の解釈においては、大法官は、はじめて契約の自由が憲法によって保護を受けるべき基本的人権であると認め、憲法と民法の発展に重大な意義をもたらした。

3 人格権と言論の自由

(1) 憲法の審査基準

民主憲政の改革後、人格権の保護と言論の自由は次第に重視された。しかし憲法に保障されているこの二つの基本的人権が衝突する場合、憲法と不法行為法の中でそれらを如何に調整するのは、重要な問題である。

憲法のレベルにおいては、刑法310条、311条の名誉毀損罪が違憲であるか否かをめぐる案件について、大法官釈字509条解釈は、次のような見解を示している。「言論の自由は、人民の基本的人権である。憲法11条によりそれが保護されているため、国は、最大限の保護を与えるべきである。それによって、自己の価値を実現し、意見を疎通し、真理を求め、各種の政治または社会活動を監督するといった機能が実現される。ただし、個人の名誉、プライバシーおよび公共利益の保護を実現するためには、法律は、言論の自由の伝達方法に対して合理的な制限を加えることもできる。刑法310条1項および2項の名誉毀損罪は、個人の法益を保護するために設けられ、他人の自由、権利を防ぐためにも必要であり、憲法23条の趣旨に合致するものである。」刑法の当該条文3項の前段でいう、名誉毀損の内容が真実であることを証明できる者に対して処罰を与えないとは、真実の言論を行う者に対する保護であり、刑罰権の範囲を制限するためである。名誉毀損を行っていないと主張する者は、その言論の内容が確かに真実であることを自ら証明しなければならず、それによって始めて刑事責任を免れることができる。ただし、行為者が言論の内容が真実であることを証明できないにもかかわらず、行為者の提供した証拠と資料に基づいて行為者が真実を述べていると信じる相当な理由があると認められる場合、名誉毀損罪をもって刑事責任を科すべきではない。またこの規定をもって、検察官または告訴人が訴訟手続きにおいて法律に基づいて「行為者が故意によって他人の名誉を毀損した」という挙証責任を負う義務と、裁判所が行為者の言論が真実か否かを判断する義務を免除することはできない。それゆえ、刑法310条3項は、憲法が言論の自由を保障するという趣旨と抵触していない。」名誉毀損罪に対する本解釈は、合憲判断を下した。しかも、行為者が言論の内容が真

実であることを証明できないにもかかわらず、行為者の提供した証拠と資料に基づいて行為者が真実を述べていることに確信をもつ相当な理由があると認められる場合、名誉毀損罪をもって刑事責任を科すべきではないとされる憲法上の判断基準は、言論の自由と刑法による人格権（名誉）保護の相互関係を調整可能にした。

（２）不法行為法の適用

台湾最高裁判所は、憲法（基本的人権）に適合する法律解釈に基づいて、司法院裁判所积字509号による合理的な調査証明の審査基準に関する解釈の趣旨を、不法行為法に適用させた。具体的には、違法性に基づいて名誉権の侵害、言論の自由の保護範囲を認定し、意見の表現と事実の陳述、真実であるかどうかに関する挙証責任を区別し、個別事案ごとに名誉権の侵害と言論自由の保護を認定する〔日本法の関連判決、特に夕刊和歌山時事の事案については、五十嵐清『人格権法概論』（有斐閣・2003）45頁、佃克彦『名誉毀損の法律実務』（弘文堂・2005）212頁を参照〕。以下、最高裁判所103年度（2014年）台上字882号の判決の要旨をもって参考に供する。「司法裁判所积字509号解釈は、刑法の名誉毀損罪について、報道自由の権利と他人の人格権の保護との間に衝突が起きたとき、行為者が言論の内容が真実であることを証明できない場合であっても、合理的な調査証明という義務を負うべきという見解を出した。またこの解釈によれば、刑法310条3項前段が規定している『言論の内容が真実であるとき、これを罰しない』というものが、民事事件において同様に適用されるべきであり、これによって私法秩序の保護に矛盾が生じない、とされる。行為者の言論が他人の名誉に毀損を与えるとはいえ、言論が事実であり、かつ公共利益に関わる場合、行為者がその言論が真実であることを証明できる、また証明できないにしても、行為者の提供した証拠と資料に基づいて行為者がそれが真実であることを確信するのに相当な理由があると認められるとき、他人の権利を不法に侵害したとは言いがたいため、行為者に不法行為による損害賠償責任を負わせると認定することはできない。また報道の自由を保障するために、行為者に真実と寸分も違わない事実を述べさせることはできない。述べられた事実の主要な部分が真実と合致するとき、その事実が真実であると認定することができる。このような場合は、他人の権利への不法侵害に当たらないのみならず、行為者の情報源や行為者が合理的な調査証明の義務を尽くしたかどうかを審査することによって

行為者が過失責任を持つかどうかを判断する必要もない。」

（３）名誉権侵害の原状回復に関する適当な処分と謝罪の揭示

台湾民法195条1項は、「不法に他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操、又は不法に他人の人格法益を侵害し、情状が重大である場合、その者に対しては、被害者は、財産以外の損害についても、また一定額賠償を請求することができる。その名誉を侵害された者は、併せて名誉回復に適当な処分を請求することができる。」と規定している。名誉侵害において原状回復に適当な処分を請求することができるという規定は、日本民法723条から由来するものである。実務においては、謝罪を新聞に掲載する（謝罪の掲載）という仕方が採用されている。謝罪を新聞に掲載する（謝罪の掲載）ことが加害者の人格権などを侵害しているかどうかは、比較法的には異なる規範モデルと裁判所の解釈がある。台湾では、韓国憲法裁判所の判決と日本最高裁判所の判決の影響を受けて論争が起きたことがある。司法裁判所釈字656号解釈によれば、「民法195条1項後段では『その名誉を侵害された者は、併せて名誉回復に適当な処分を請求することができる』と規定している。ここでの名誉回復に適当な処分とは、たとえば判決をもって加害者に公開謝罪を命じるとき、加害者が自己侮辱など人間の尊厳を損なうといった状況にかかわらない場合、憲法23条の比例原則に違反していない、ということである。それゆえ、表現をしない自由を保障する憲法の趣旨に抵触しない」とされる。注意に値するのは、本項の解釈は、謝罪の揭示が言論の自由に関わることを強調し、憲法の保障を受ける言論の自由は、積極的に表現する自由を保障するほか、また消極的に表現をしない自由も保障すると認めた。係争の規定は、判決をもって加害者に新聞に謝罪の掲載を命じるとは、憲法11条の言論の自由が保障する「表現をしない自由」に関わるものである。国が表現をしない自由について、法律に基づいてそれを制限することができるとはいえ、それは、道徳、倫理、正義、良心、信仰などの信念と価値に関わり、人民の内在する精神的活動と自己決定権につながっている。また人間性の保護と人格の自由の保障に欠かせないものであり、人間性の尊厳とも関係している。

他人の名誉権を侵害する場合、行為者の謝罪を新聞に掲載すべきかどうか、あるいは行為者の陳述を取り下げるかどうかは、各国の異なる法文化に関わり、比較法的に研究に値する課題である。紙幅に限りがあるため、次のように整理

し、参考に供する。

事項 国別	法源	名誉を回復する適当な方法
イギリス	裁判所判決	謝罪の掲載請求は認められない（加害者が自発的に謝罪するとき、賠償額を減免することができる）
アメリカ	裁判所判決	謝罪の掲載請求は認められない（加害者が自発的に謝罪するとき、賠償額を減免することができる）
ドイツ	裁判所判決	謝罪の掲載請求は認められないが、「事実の陳述」の撤回を命じられなければならない。
日本	日民723	1. 民法の規定によって裁判所は、原状回復に適当な処分を命じなければならない。 2. 謝罪の掲載は合憲である（良心の自由を侵害していない）
韓国	韓民764	1. 民法の規定によって裁判所は、原状回復に適当な処分を命じなければならない。 2. 謝罪の掲載は違憲である（良心の自由と人格権を侵害している）
台湾	民法195I	1. 民法の規定によって裁判所は、原状回復に適当な処分を命じなければならない。 2. 謝罪の掲載は合憲であるが、その内容が人格の尊厳を侮辱する場合には認められない。
中国大陸	民法通則114 不法行為法15	1. 法律によって謝罪は民事責任を負う1つの方法であると規定されている。（契約違反の責任と不法行為責任が含まれる。名誉侵害の場合に限らない。） 2. 違憲をめぐる論争はない

（４）両性の平等、同性婚と婚姻家族の制度

同性婚を認めるべきかどうか、如何に規範すべきなのかは、目下の台湾における論争的な法的問題であり、それによってもたらされた対立と抵抗は、社会の安定に影響を与えている。2017年5月24日、司法裁判所は、釈字第748号の解釈を作り出し、「民法4編親族2章の婚姻に関する規定によって、同性の二人が共同生活を営む目的で親密および排他的永久的な結合関係を成立することをさせていないことは、憲法22条の人民の婚姻の自由、7条の人民の平等権に違反している。関係機関は、本解釈が公表された日から2年以内に関係法律の改正あるいは制定を行うべきである。如何なる形式で婚姻自由の均等的な保護を実現するのかについては、立法論の範囲に帰属する。期限が過ぎてまだ関連する法律の改正又は制定が終わっていない場合、同性の二人は、上述の永久的結合の関係を成立させるために、上述の婚姻の章に関する規定に基づいて、

二人以上のサイン入りの書面をもって戸籍関係機関に婚姻届を提出することができる。」この解釈は、次の2点の論点がある。

①婚姻の自由は、同性婚を含めることができる。本来、配偶者のない結婚適齢者は、婚姻の自由を有し、「婚姻するかどうか」と「誰と婚姻するのか」の自由が含まれる。婚姻の自由が人間の尊厳に関わり、重要な基本的人権であるため、憲法22条の保障を受けるべきである（台湾憲法は、婚姻の自由を明確に定めず、また日本憲法22条1項「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とする。」という規定も設けていない。台湾憲法22条は、「およそ国民のその他の自由および権利は、社会の秩序、公共の利益を害しないものは、ひとしく憲法の保障を受ける」と規定している。憲法解釈は、この規定に含まれる婚姻の自由が、異性婚のみを指していると考ええる）。同性の二人が共同生活を営む目的で親密および排他的永久的な結合関係を成立することは、異性の二人が婚姻に関する章の1節から5節までの関連規定を適用することにはなんら影響もなければ、異性婚によって構築された既存の社会秩序を変えてもいない。同性の婚姻の自由は、法律により正式に認められた後、異性婚とともに社会の安定に寄与する基盤となろう。また、婚姻の自由は、人格の健全な発展と人間の尊厳に関わる。そのため、上述の親密、排他的永久的結合を成立させる要望、能力、願望、期待などの生理的、心理的要素は、同性愛者にとって不可欠であり、異性愛者と全く同様であり、憲法22条の婚姻の自由の保障を受けるべきである。現行の婚姻に関する規定が、同性の二人に共同生活を営む目的で親密および排他的、永久的な結合関係を成立させないことは、立法上の重大な瑕疵であり、憲法22条で保障する人民の婚姻の自由に違反している。

②平等原則。婚姻に関する現行法は、男女一対に限ってのみ永久的な結合関係を規定し、同性カップルにはそれが許されていない。このような規定は、性的指向を分類基準としているため、同性愛者の婚姻の自由は相対的に不利な差別的扱いを受けさせる。憲法22条が保障している婚姻の自由は、人格の自由、人間の尊厳と密接に関係しており、重要な基本的人権でもある。また性的指向は、変え難い個人的特質であり、その成因には生理および心理的要素、生活経験、社会環境などが含まれている。現在、世界保健機関、汎米保健機構と国内外の重要な医学機構は、いずれも同性愛自体は疾病ではないと認めている。台湾では、同性愛者は、長期にわたって社会に受け入れられず、暗いクローゼツ

トに閉じ込められて、様々な事実上および法律上の排除または差別を受けてきた。また、同性愛者は、人口構成から見れば社会に孤立された少数者であり、ステレオタイプな観念を通じて影響によって、政治的にも弱者であるため、一般の民主的手続きを通じて法的に不利な立場を逆転させるのはきわめて難しい。それゆえ、性的指向を分類基準とする差別的扱いについては、比較的に厳格な審査基準を用いてその合憲性を判断すべきである。その目的は重要な公共の利益を求めるのは当然のこと、その手段と目的の間には必ず実質的関連性を有しなければならない。それによって、はじめて憲法7条の平等権の保障という趣旨に合致することができる。

台湾司法裁判所の解釈は、台湾を、世界で22番目、アジアではじめて同性婚を承認する国とさせた。問題は、将来に向けて如何にして立法を行うのかということである。すなわち、民法の親族編にある婚姻に関する規定を改正するのか、あるいは特別の法律を制定するのか。このような社会と文化に深い意味をもたらす課題は、民主的手続と議論を通して、異なる見解を有する者との対話を強化し、お互いに理解を深めることによって、共通認識を獲得し、最終的に台湾の民主法治を新たなステージへと邁進させると確信する。

五、台湾民法と中国大陸民法の交流

(一) 台中の法学交流

中華人民共和国は、1949年10月1日に成立し、同年において中華民国の六法全書（うち、民法典はブルジョア思想を体現していると思われた）を廃止し、社会主義法制を採った。その後、四回にわたって民法典の制定を試みたが、政治運動などが原因で完成しなかった。1978年改革開放以降、社会主義の市場経済を推し進めるために、大学入学試験と法律教育を全面的に回復した。歴史的な原因および言語の利便性の関係上、民法の教育研究は、刊行が禁じられかつ批判の対象とされた台湾法学の著作を参照した。その後、台中の交流が開放され、台湾の法学著作も、中国大陸で刊行され、広く参照・引用されるようになった。このような法学交流は、台湾民法および著作を通じて日本法とドイツ法を理解することができ、伝統民法を基礎とした上で中国大陸民法学を構築し、将来の民事立法に積極的な影響を与えることに役に立った。

注目に値するのは、近年、外国の法律書籍が翻訳され、海外から帰国した留

学者が大学の教員になる者が増加していることである。そのため中国大陸民法学の発展が加速され、重要な成果を収めている。目下の重要な課題は、案例の研究を強化し、理論と実務を連携し、民法学に実践的意義をもたらすことである。

(二) 民事立法と民法典の制定

中国大陸の民事立法において、最も重要なのは、1986年の民法通則である。民法通則は、民事権利を宣言し、私法制度を確立し、中国の特色ある社会主義経済を發展させるために、法規範のメカニズムを提供するものである。その後、中国大陸は、契約法(1999年)、物権法(2007年) 不法行為法(2009年)を続々と制定した。契約法の特色は、CISGの規範モデルを採用していたことにある。物権法(2007年)は、伝統的民法の物権の概念と体系を導入し公有制の体系の改革に取り込んだ。不法行為法は、民事主体の合法的権利・利益を保護し、民事責任を明確にし、不法行為を予防、制裁し、社会の調和と安定を促進することを目的としているが、人民の行為の自由を配慮することを強調していない。また不法行為法は、普通の不法行為について包括条項を採りながら、医療損害、環境汚染、製品の高度危険責任、物件責任などの新型の不法行為も新たに創設した。これらの民事立法は、台湾民法の影響を一定程度受けている。

2017年3月15日に民法総則が可決され、2020年に中華人民共和国の初めての民法典が制定される予定である。民法総則は、伝統的民法の概念体系および法律原則の上で若干の中国の特色ある制度を創設するものである。〔法律時報80巻5号(通巻1115号)(2017年)、小特集：中国における「民法総則」の制定〕。

六、おわりに 東アジア私法の発展のために共に努力しよう

東アジア私法は、日本が西洋法制を受け入れ、1898年に民法典を制定したことをきっかけに發展し始めた。1929年の民国民法は、ドイツ民法を継受し、日本民法の影響を受けていた。台湾は、1945年から民国民法を適用し、日本民法とドイツ民法を基礎とする民法の理論体系を構築し、本土化を目指すプロセスにおいて民国民法を実践してきた。1980年代の民主憲政の改革は、さらに憲法の基本的人権を核心とする私法秩序を強化した。1978年の中国大陸の改革開放は、台湾民法と中国大陸民法の法学理論、立法および司法実務における連携と

交流を深めた。日本、台湾と中国大陆の民法は、それぞれの特色と異なる制度を有する。ここで強調すべきことは、日本、台湾と中国大陆の民法が共通の歴史的背景と現実的ニーズを有するため、更なる交流と連携を強化し、民法が体现する自由、平等、尊厳の価値理念を追求・実践することに力を注ぎ、東アジア私法の形成と発展を促進すべきということである。

